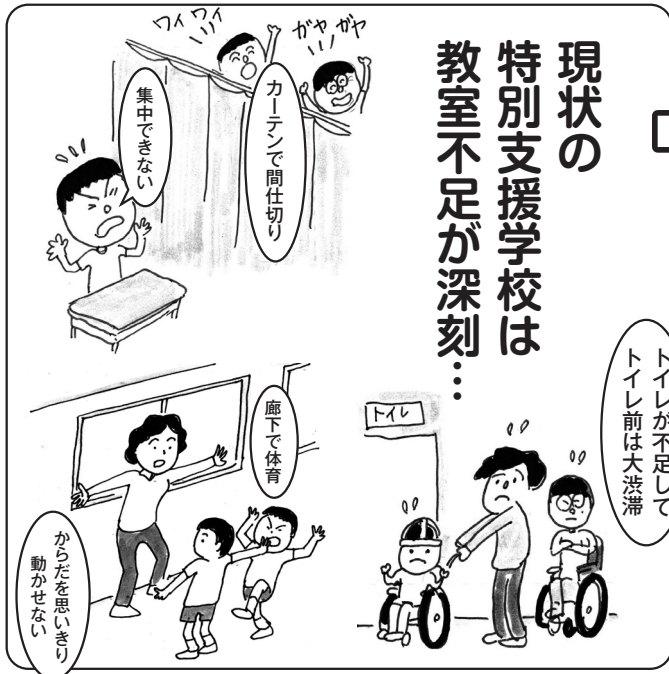


# 設置基準の趣旨をふまえ 特別支援学校の 劣悪な教育条件の改善を求めます



現状の  
特別支援学校は  
教室不足が深刻…

新設校も  
既存校も  
設置基準が  
適用されれば



学校建設に伴う  
国庫補助率を  
 $\frac{1}{2}$  から  $\frac{2}{3}$  への  
引き上げを求めています

深刻な過大・過密や教室不足を解消するためには、新しい特別支援学校の建設が不可欠です。小学校・中学校・高校などの空き教室を活用して分教室や分校を設置することは、「間借り」した施設で子どもたちが教育を受けることになり、教育活動や設備面などの制約も多く、本来の教育環境としては望ましくないと考えます。

教室不足が深刻な地域に、必要な施設・設備を備えた新しい学校の建設が必要です。そのための国による自治体への財政支援を求めています。



子どもたちの  
笑顔あふれる  
安心・安全な  
特別支援学校を

## ●「設置基準」として定められた主なもの

- これまで規定がなかった幼稚部の学級が「5名以下」と明記
- 特別な場合を除いては「同学年の児童又は生徒で学級を編制」、「障害種別に学級を編制」
- 養護教諭を「幼児、児童及び生徒の人数に応じ」配置
- 学校に備えるべき施設として図書室、自立活動室が明記

## ●求めていたけれど「設置基準」に入らなかったもの

- 在籍する児童・生徒数の上限を150人以下に
- 通学時間の上限を1時間以内に
- 必要な特別教室の種類や数
- 今ある学校への基準の適用
- 1教室あたりの面積

